

タバコ対策事業 【利用要項】

1. 目的

禁煙のきっかけを提供し、喫煙者に禁煙の大切さに気付いてもらい、禁煙者の増加に努め喫煙による疾病の予防と健康増進を図ることを目的とする。

ニコチンガムを配布することで禁煙の動機付けをし、各事業所における喫煙率低下および受動喫煙防止を図ることを目的とする。

2. 利用資格

当健康保険組合の被保険者（被扶養者は対象外）

3. 事業内容

(1) ニコチンガム 1 日分お試しコース

(2) 禁煙開始をサポート！ニコチンガム 7 日分コース

事業所単位、個人単位で申請可能。

ニコチンガムについては、利用予定者分を健保から配布。

4. 利用手続き

実施 1 か月前までに以下のいずれかの方法で事前申請してください。

申込方法:メールカー(浜松地域) / 郵送 / PDF 等で取り込みのうえメールに添付して送付

〒430-0946 静岡県浜松市中央区元城町 218-26 聖隷ビル 2F

聖隷健康保険組合 保健指導係

E-mail: kenpo-moushikomi@sis.seirei.or.jp

《ニコチンガム 1 日分お試しコース》

今すぐ、禁煙するつもりが無くても利用可能

【個人での申し込みの場合】

- ・「タバコ対策事業利用申込書」を当健保組合に提出。
- ・健保組合より、ニコチンガムを 1 日分送付。

【事業所単位での申請】

- ・「タバコ対策事業利用申込書」・「タバコ対策事業利用予定者リスト」を当健保組合に提出。
- ・承認後、当健康保険組合より、事業所担当者にニコチンガム 1 日分を送付。
- ・「タバコ対策事業利用者リスト」を当健康保険組合に提出。

禁煙開始をサポート！ニコチンガム 7 日分コース

【個人での申し込みの場合】

- ・「タバコ対策事業利用申込書」を当健康保険組合に提出。
- ・当健康保険組合により、ニコチンガム 7 日分送付。

【事業所単位での申請】

- ・「タバコ対策事業利用申込書」・「タバコ対策事業利用予定者リスト」を当健保組合に提出。
- ・承認後、当健康保険組合より、事業所担当者にニコチンガム 7 日分送付。